

「第3次札幌市児童相談体制強化プラン(案)」に対する市民意見の概要と札幌市の考え方

本強化プランの策定にあたり、市民の皆さまからの意見募集（パブリックコメント）を実施し、お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方を以下のとおりまとめました。

なお、意見公表にあたりまして、お寄せいただいたご意見は趣旨が変わらない程度に要約し、同様の趣旨のご意見はまとめて掲載しております。

(1) 意見募集の概要

① 意見募集期間

令和3年2月16日（火）から3月17日（水）までの30日間

② 意見募集方法

郵送、持参、FAX、電子メール、ホームページ（ご意見入力フォーム）

③ 資料配布・閲覧場所

- ◆ 札幌市児童相談所
- ◆ 札幌市役所本庁舎（1階ロビー、2階市政刊行物コーナー）
- ◆ 各区役所（総務企画課広聴係、健康・子ども課）
- ◆ 各まちづくりセンター
- ◆ 子育て支援総合センター
- ◆ 区保育・子育て支援センター（ちあふる）
- ◆ 保育園、幼稚園、認定こども園
- ◆ 児童会館
- ◆ 小中学校、高等学校、特別支援学校 など

(2) 市民意見の内訳

① 意見提出者数・意見件数

40人・89件

② 年代別内訳

年代	19歳以下	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	不明	合計
人数	0人	6人	4人	7人	10人	8人	4人	1人	40人
構成比	0%	15%	10%	17.5%	25%	20%	10%	2.5%	100.0%

③ 提出方法別内訳

年代	郵送	持参	FAX	電子メール	ホームページ	合計
人数	24人	0人	2人	1人	13人	40人
構成比	60%	0%	5%	2.5%	32.5%	100.0%

④ 意見内訳

意見区分	件数	構成比
第1章 強化プランの策定にあたって	2件	2.2%
第2章 札幌市の児童相談に関する現状	10件	11.2%
第3章 札幌市の児童相談に関する課題と基本的方向性	4件	4.5%
第4章 具体的取組	48件	53.9%
1. 子どもの権利擁護	(8件)	(9.0%)
2. 地域における相談支援体制の強化	(8件)	(9.0%)
3. 専門的相談支援体制の強化	(17件)	(19.1%)
4. 個々の子どもの状況に応じた社会的養護体制の充実	(4件)	(4.5%)
5. 関係機関との連携・支援の体制や支援制度の強化	(10件)	(11.2%)
第3次札幌市児童相談体制強化プランの取組一覧と実施時期等	(1件)	(1.1%)
第5章 (仮称)第二児童相談所設置について	19件	21.3%
その他意見	6件	6.7%
合計	89件	100.0%

※表示単位未満で端数処理しているため、合計が合計値と一致しない場合があります。

⑤ 計画案の変更点

いただいたご意見を参考にして、次のとおり計画案を変更しました。

また、他のご意見についても児童相談体制強化に係る各取組を進めていくうえで、可能な限り取り入れていきます。

【修正点】

修正箇所	「アウトリーチ」について
修正前	脚注をつけていなかった。
修正後	本文の下部に脚注をつけました。
反映箇所	本書 P.33 ((3) 母子保健相談体制の強化)

(3) 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

① 第1章 強化プランの策定にあたって

No.	意見の概要	本市の考え方
1	第2次札幌市児童相談体制強化プランの評価があつて今回の計画案が策定され、取組内容等については令和4年度(2020年度)に中間的な点検・評価を行うとなっているが、具体的な評価基準はあるのか。	今回の計画案には、前計画から継続して実施する取組や、修正や拡充が必要な取組等も掲載しており、評価の基準等については、札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会において審議することを予定しております。具体につきましては、各取組の実施状況等を踏まえて検討、整理してまいります。
2	計画案に掲げる持続可能な開発目標(SDGs)の17項目のうち6つの開発目標と各取組は、どのように対応しているのか。	札幌市の子ども施策に係る総合的な計画である「第4次さっぽろ子ども未来プラン」で定める次の基本目標の達成を計画案として目指す中で、各SDGsゴールの達成にも寄与してまいります。 【基本目標】 1. 子どもの権利を大切にす環境の充実 2. 安心して子どもを生み育てられる環境の充実 3. 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実 4. 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

② 第2章 札幌市の児童相談に関する現状

No.	意見の概要	本市の考え方
3	アウトリーチ型支援など、周知が不足していると思われる部分があるので、広報誌等で周知する必要がある。 (類似意見1件)	児童相談所の業務等について、札幌市が発行している子育てに関するガイドブックや、ホームページ等により、育児・児童相談を受ける機関としてお知らせしておりますが、関係機関とも連携し、相談を必要とする方に対して、必要な支援が届くよう、より一層の周知に努めてまいります。
4	児童相談所への相談件数や一時保護児童数が増加傾向にあることに対して、相談体制の強化や連携に取り組んでいくことを計画案で知って安心した。	いただいたご意見は、今後の取組を進める際の参考にさせていただきます。
5	図表15の「虐待の重症度と支援の体系」について、リスクの段階を分類する評価基準はあるのか。また、誰が判定するのか。	図表15については、子どもが置かれた状況に応じて、児童相談所と各区のどちらが中心に関わっていくか、どのような支援が必要かを図示したものと なります。 実際の支援を行う際は、対象の児童ごとに「在宅支援アセスメントシート」や「リスクアセスメントシート」などを用いて、児童虐待の重篤度や緊急的な対応の必要性、支援にあつての課題等を、児童相談所や各区で判断、整理しております。

No.	意見の概要	本市の考え方
6	推計では、相談件数や一時保護を必要とする児童数は増加する見込みとなっており、社会的養護施設等の不足が心配である。	いただいたご意見は、今後の取組(「施設の小規模かつ地域分散化」、「施設機能の強化及び一時保護機能拡充」)を進める際の参考にさせていただきます。
7	毎年、全職員を対象に検証報告書を用いた事例検討を行うなど、令和元年6月の死亡事例を風化させずに、再発を防止するための取組を実施する必要がある。	札幌市児童虐待防止対策推進本部会議では、検証報告書の提言に対する各取組の進捗管理等を行い、児童虐待防止に関する対策を全庁的に推進しているとともに、市公式ホームページに「児童虐待を防ぐための取組」のページを設置し、検証報告書の内容や児童虐待防止の取組について、周知を図っているところです。 また、児童相談所や区家庭児童相談室では、検証報告に係る研修の中で、過去の検証報告についての振り返りやグループワークを行うなど、再発防止に向けて取り組んでいるところです。
8	虐待通告については、全てリスクアセスメントシートを作成しているか。	虐待通告の対応にあたっては、全てリスクアセスメントを作成のうえ、適切に管理しているところです。
9	令和元年度の死亡事例を踏まえ、市内での転居、市外への転居や市外からの転入があった場合の情報連携・情報共有は改善されたのか。	児童相談所、区家庭児童相談室、母子保健の各担当部所で使用しているシステムを連携させ、関係者間の情報共有の円滑化・迅速化を進めるとともに、ケース移管時の引継ぎ等を徹底しております。
10	子どもをとりまく環境の変化、家庭環境の差を強く感じるようになった。 要保護児童・要支援児童の対応には、市や警察、保育園、学校等の情報共有、連携が大切である。	いただいたご意見は、今後の取組(「関係機関と連携した支援の体制」)を進める際の参考にさせていただきます。
11	相談窓口が多くて分かりにくい。札幌市子どもの権利救済機関(子どもアシストセンター)との関係を明記すると良い。	いただいたご意見は、今後の取組(「児童虐待防止に向けた普及啓発活動」、「児童虐待防止ハンドブックの活用」)を進める際の参考にさせていただきます。

③ 第3章 札幌市の児童相談に関する課題と基本的方向性

No.	意見の概要	本市の考え方
12	育児困難な程度に応じて保健師が支援しているケースもあるようだが、支援にまで至らないケースもあり、基準が不明確である。対応する職員によっても差異があると聞いたことがある。	様々な母子保健事業を通じ、親子への支援をしているところですが、いただいたご意見参考に必要な方に支援が行き届くよう努めてまいります。
13	虐待に至らないよう、子育てで不安にならないよう、予防的な視点や取組が行政には不足	札幌市の様々な施策の実施にあたっては、子どもの安全・安心への配慮を十分に行い、市民の皆さまの

No.	意見の概要	本市の考え方
	していると思う。日常的に子どもやその保護者と接することが多い現場職員の声を聞く機会をもっと増やしてほしい。	意見把握に努めながら進めていくべきものと認識しております。より安心して子どもを生み育てられるよう、各取組を進めてまいります。
14	第2次札幌市児童相談体制強化プランについて、現時点における達成度や、達成できなかった点及びその理由は何か。	第2次札幌市児童相談体制強化プランからの継続課題については、計画案44ページの図表30に記載したとおり整理しております。継続課題や検証報告書の提言を踏まえ、各取組を推進してまいります。
15	一般行政職とは別に福祉部門での採用を増やし、体系的に育成することで、組織としての力量を向上させてほしい。 採用にあたっては、社会人経験者の部門において社会福祉士などの有資格者を採用するなど、年齢構成に配慮するとともに、経験者としての能力活用を図ってほしい。	令和3年度実施の札幌市職員採用試験から、社会人経験者の部門に「一般事務(福祉コース)」を新設し、社会福祉士等の有資格者を配置できるよう体制の整備を行っているところです。 関係部局との協議を継続し、経験者の配置に努めることで、組織体制の強化や人材育成に努めてまいります。

④ 第4章 具体的取組

1. 子どもの権利擁護

No.	意見の概要	本市の考え方
16	現在の社会状況においては、母子支援の重要性を強く感じる。孤立しがちな親子への普及啓発活動や、児童相談所の存在や役割、児童虐待だけでなく子育てに関する悩み事を相談できる機関であること、その他地域にはどのような資源・施設があるのかといったことを広く周知することが重要である。 (類似意見3件)	いただいたご意見は、今後の取組(「児童虐待防止に向けた普及啓発活動」)を進める際の参考にさせていただきます。
17	性的暴力については、若年の被害が多く、自分の受けた行為が性的被害であると認識するのに時間がかかっていると聞いたことがあるので、当事者である子どもが気づけるような性的被害防止に向けた啓発活動が必要である。 (類似意見1件)	性に関する指導を通じて、性に関する正しい知識を身に付けさせることや、自他を尊重する態度を育むことが重要であると考え、各学校における性に関する指導が計画的に実施されるよう努めており、性のトラブルの危険から身を守るための対処の仕方を身に付けたりする事例などを示し、各学校における指導の充実を促しています。 また、産婦人科医や助産師・保健師など専門的な立場の方を学校に派遣し、子ども向け講演会も行っております。 いただいたご意見を参考に、関係機関と連携して子どもの権利擁護に関する各取組を推進してまいります。

No.	意見の概要	本市の考え方
18	「札幌市子ども110番の家」に登録している者を対象に、児童虐待防止に向けた取組等について、研修会などを開催してほしい。	いただいたご意見は、今後の取組(「児童虐待防止に向けた普及啓発活動」、「関係機関と連携した支援の体制」)を進める際の参考にさせていただきます。
19	自分の意見を言葉で表現することが困難な乳幼児等については、虐待を受けていても発見することが特に困難であることから、早期発見・重篤化防止できるよう、十分な体制を整えてほしい。	いただいたご意見は、今後の取組(「子どもの意見を聞く場の設定やアドボケート制度の検討」、「子どもの権利擁護に関する専門性の強化」、「児童虐待防止ハンドブックの活用」、「関係機関と連携した支援の体制」)を進める際の参考にさせていただきます。

2. 地域における相談支援体制の強化

No.	意見の概要	本市の考え方
20	様々な専門の相談先があるが、困難を抱える家庭、特に未就学児がいる家庭に対する支援の一つとして、「ホームスタート(家庭訪問型子育て支援地域ボランティア)」を実施する予定はあるか。	地域の団体やNPO団体が運営する地域子育て支援拠点と連携して、令和3年度中に試行的に実施することを予定しております。
21	区家庭児童相談室職員の増員と専門性向上のための体系的な研修、関連業務に異動するような人事異動サイクルの構築が必要である。	いただいたご意見は、今後の取組(「各区における児童相談支援体制の強化」)を進める際の参考にさせていただきます。
22	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を合わせ持つ「妊娠から成人に至るまで」の一貫したワンストップ相談窓口の早期設置が必要である。	
23	健診未受診の乳幼児は、電話による確認ではなく、直接会って確認すべきである。 (類似意見1件)	健診未受診の場合は、訪問等で直接お会いし、相談できるよう、また、保育機関等の関係機関と連携し、親子の様子を把握するよう努めております。
24	母子手帳を交付する際、子育て等についてのセルフチェックを実施のうえ、疑問や課題等があれば関係機関に相談できる仕組みがあると良い。	妊娠届の際は、アンケートを実施するなど、母子保健相談員等が個々に寄り添い、相談に応じております。 引き続き、必要な支援が切れ目なくつながるよう取り組んでまいります。
25	母子保健相談員について、スキルアップの機会を十分に確保できる環境が必要であり、母子との信頼関係を構築するため、妊婦の時からつながっていくことが重要である。	いただいたご意見は、今後の取組(「母子保健相談体制の強化」)を進める際の参考にさせていただきます。
26	初めての出産・育児で不安になる方は多いと思うので、健診未受診の方に確認を行うとともに、乳幼児健診のない月齢児について相談しやすい環境をつくる必要があると思う。	

3. 専門的相談支援体制の強化

No.	意見の概要	本市の考え方
27	<p>児童福祉司の人数や一時保護児童数等について、現在の札幌市における相談件数の増加を考えると、第二児童相談所ができたとしても十分な支援ができるのか心配が残る。</p> <p>価値観の多様化や社会環境の変化等により、児童相談所の必要性は今後も高くなることが予想されるため、将来を見据えたゆとりある相談体制の構築を進めることが重要である。</p> <p>札幌市の育成環境が子どもにとってより安全・安心で、日本中の人が住みたいと思う街であるためにも、最高水準の児童相談所を設置のうえ、可能な限り多くの専門職員を配置してほしい。</p> <p>(類似意見1件)</p>	<p>児童福祉法及び政令で定められている配置基準を満たすよう、専門職員を計画的に配置のうえ、相談件数等の推移や各取組の結果などを勘案し、必要な専門職員数の確保に努めてまいります。</p>
28	<p>令和4年4月までには常勤の弁護士を配置してほしい。</p>	<p>常勤の弁護士については、令和3年度中の配置を目指しているところです。</p>
29	<p>施設の拡充や人材の確保だけでなく、職員を一人にしない体制づくりが必要である。</p> <p>少数の職員に難しい判断が委ねられ、対応を大きく間違えてしまうことがないように、研修やマニュアル、施設・機関間のより密接な連携の充実など、現場の職員を十分にサポートできる体制や環境などを整えてほしい。</p> <p>(類似意見4件)</p>	<p>業務に対する専門性はもちろん、職員としての姿勢や意識は重要であることから、研修等により相談や支援の質を向上させ、子どもや保護者からの信頼を得られるよう努めるとともに、現場の職員が持つ力量を十分に発揮できるよう、サポート体制の充実等を図ってまいります。</p>
30	<p>職員を募集するにあたっては、児童相談所の業務等を定期的に周知し、幅広く募集をかける必要がある。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の取組を進める際の参考にさせていただきます。</p>
31	<p>国の配置基準を満たす児童福祉司と児童心理司の増員には全面的に賛成であるが、困難を抱える家庭が顕在化してくると、当然に一時保護を必要とする児童も増えるため、一時保護所の増設や定員拡充、対応する職員の増員などを検討する必要がある。</p>	
32	<p>専門職員の配置について、具体的な増員人数が示されていてとても良い。職員の研修がより実践的なものとなり、支援等の質がより高いものとなることを期待している。</p>	

No.	意見の概要	本市の考え方
33	法に基づかない一時保護中の拘禁について、どのように考えているか。 (類似意見1件)	札幌市では、法令等に基づき、子どもの安全に配慮して適正に一時保護を行っているところです。今後、国のガイドライン策定を踏まえ、一時保護業務を含む児童相談所業務の評価について検討してまいります。
34	一時保護を必要とする児童は引き続き増加することが見込まれるため、仮設一時保護所の定員を拡充してほしい。	一時保護の受け皿確保は喫緊の課題であることから、短期間で設置可能な仮設(プレハブ造り)で設置することとしております。国の施設基準や建築関連の法令により、設置予定地における建物の面積等はある程度決まってくるため、現在進めている計画において定員を拡充することは困難です。 なお、仮設一時保護所の設置とは別に、既存施設において一時保護専用施設整備を進めているところであり、引き続き多様な一時保護の場の確保に努めてまいります。
35	少ない職員数で子どもや家庭の状況を全て把握することは困難であるため、気になる子どもをリストアップするとともに、定期的に家庭訪問を行うと良い。	児童相談所、家庭児童相談室、母子保健の各担当部所で使用しているシステムを連携させ、データ活用により虐待につながるリスクを点数化する取組を進めているところです。 いただいたご意見を参考に、引き続き在宅支援の強化に努めてまいります。
36	ネグレクト等の表面化しにくい課題にも、しっかりと対応してほしい。	いただいたご意見は、今後の取組を進める際の参考にさせていただきます。
37	札幌市の子どもと家族がより良い支援を受けながら明るい未来を築いていけるよう、職員の増員と組織体制の整備、社会的養育サービスの拡充を目指してほしい。	

4. 個々の子どもの状況に応じた社会的養護体制の充実

No.	意見の概要	本市の考え方
38	各区または数区に一つの一時保護専用施設ほか、里親、施設、ショートステイなど、社会的養護の資源整備を進める必要がある。	いただいたご意見は、今後の取組(「里親委託と里親支援の推進」、「施設機能の強化及び一時保護機能拡充」)を進める際の参考にさせていただきます。
39	障がい児を受入可能な一時保護専用施設の設置またはショートステイの新規設置が必要である。 また、その際は、一時保護中の通学の保障や、放課後デイサービスが利用可能となるよう、制度を整備することが重要である。	

No.	意見の概要	本市の考え方
40	一時保護専用施設または一時保護委託の拡充を図ることで、非行児、被虐待児、障がい児の混合処遇の改善が図られ、一時保護中の生活環境が良化する。	
41	乳児院や児童養護施設以外の児童福祉施設を運営する社会福祉法人についても、児童家庭支援センターの設置候補として明記してほしい。	現時点で具体的な設置候補は決まっていないため、こういったところに設置していくかについては、いただいたご意見を踏まえ、引き続き検討してまいります。

5. 関係機関との連携・支援の体制や支援制度の強化

No.	意見の概要	本市の考え方
42	児童虐待については、地域の声を吸い上げ、未然に防止することが最も重要である。相談が出来ない人や虐待と認識せずに行っている人は少なくないと思うので、退職した市職員や教員を、地域と行政をつなぐパイプ役のボランティアとして採用すると良い。専門的力量を持つ職員を配置・育成するだけでは限界がある。 (類似意見1件)	いただいたご意見は、今後の取組(「児童虐待防止に向けた普及啓発活動」、「関係機関と連携した支援の体制」)を進める際の参考とさせていただきます。地域全体で見守る体制・環境づくりにも努めてまいります。
43	就学児や学生の家庭の実態は、学校が最も把握しやすいと思う。学校現場または学校を通じて家庭から、地域の相談機関へ気軽に相談できるシステムが必要である。 (類似意見1件)	地域に身近な立場で相談業務を行う各区家庭児童相談室では、学校訪問等を行い、これまで相談を受けていない家庭についても相談していただけるよう、学校に対して働きかけを行っているところであります。子どもにとって保育園や幼稚園、学校は、1日のうち家庭以外で最も長い時間を過ごす場であり、教職員は他の施設や機関よりも家庭の状況を把握しやすいと思われまますので、引き続きこうした取組を着実に積み重ねることで、連携・協働関係を高めてまいります。
44	児童相談所に通告があった場合は、担当区家庭児童相談室はもちろん、地域の民生委員、主任児童委員にも可能な範囲で情報を提供してほしい。	児童虐待の予防や重篤化防止のためには、地域における様々な機関の連携が欠かせないことから、民生委員、主任児童委員の方々をはじめ、関係機関との有機的な連携に努めてまいります。
45	関係機関との連携強化にあたっては、精神保健福祉相談員や特別支援学校、障がい者相談支援事業所、生活困窮者自立支援相談機関等、連携強化の範囲拡大を検討すると良い。	いただいたご意見は、今後の取組を進める際の参考にさせていただきます。

No.	意見の概要	本市の考え方
46	児童相談に関する実態を研修会で学んだことがあり、児童虐待に関する様々な計画には期待するところがある。 しかし、実際に連携を強化するにあたっては、保育園などの各事業所が新規の取組内容等を深く理解することが難しい部分もあることから、研修会の充実や対応方法等をまとめたチャートなどがあると良い。	いただいたご意見は、今後の取組(「関係機関と連携した支援の体制」)を進める際や、計画案を策定する際の参考にさせていただきます。
47	学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを常駐させ、児童相談所と一体的に助言や支援を行うと良い。	児童生徒への支援において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと児童相談所をはじめとする関係機関の連携は重要であることから、
48	貧困等の家庭の事情により、高校を中退せざるを得ない生徒が相談できるよう、スクールソーシャルワーカー等を活用した仕組みを整えるなど、在学中から生徒とつながっておくといった予防的な取組が重要である。	いただいたご意見を参考に、スクールソーシャルワーカーの積極的な活用など、必要な支援へとつなげられるよう取り組んでまいります。
49	望まない妊娠や若年出産などに対し、安全に出産、養育していけるよう相談窓口、出産支援や訪問支援の制度を整備し、継続的に支援展開することで、虐待予防を推進してほしい。	いただいたご意見は、今後の取組(「思春期・若年期の女性への支援のあり方の調査・検討及び取組の実施」、「母子保健相談体制の強化」)を進める際の参考にさせていただきます。

第3次札幌市児童相談体制強化プランの取組一覧と実施時期等

No.	意見の概要	本市の考え方
50	取組開始時期だけでなく、達成時期を明記してほしい。	定量的に表記できる取組内容については、図表29に記載したとおりとなっております。 (例)児童福祉司の国基準への増員：令和4年度まで その他定性的な取組内容については、計画期間中に達成できるよう努めてまいります。

⑤ 第5章 (仮称)第二児童相談所設置について

No.	意見の概要	本市の考え方
51	身近な地域に第二児童相談所が設置されるということで、その活動に期待している。 (類似意見5件)	いただいたご意見は、今後の取組を進める際の参考にさせていただきます。
52	札幌市の人口規模からすると、現在の児童相談所一所体制では不安がある。第二児童相談所の早期設置や、職員と予算の拡充が必要である。(類似意見4件)	

No.	意見の概要	本市の考え方
53	<p>現在の児童相談所が入っている児童福祉総合センターと同様に、第二児童相談所と福祉型児童発達支援施設及び発達医療センターを併設してほしい。</p> <p>また、併設にあたっては、設置予定地の旧水道局白石庁舎跡地では狭いと思うので、旧白石区役所跡地に設置してほしい。</p> <p>(類似意見1件)</p>	<p>札幌市として第二児童相談所と福祉型児童発達支援施設及び発達医療センターを併設する計画はなく、第二児童相談所の設置は急務であると考えていることから、児童相談所単体での整備を進めております。</p> <p>また、旧水道局白石庁舎跡地については、児童福祉総合センターのうち福祉型児童発達支援施設及び発達医療センター部分を除いた面積と同程度の面積を確保することが可能であり、児童相談所として必要な設備や機能を整備できると考えております。</p>
54	<p>3階を男子、4階を女子及び幼児に分けた方が、性的な悪戯等が予防されるのではないか。</p>	<p>食堂などと同様に、男女の居住エリアについても年齢等に応じて別とする予定です。</p> <p>安心・安全な施設となるよう、諸室の配置等を検討してまいります。</p>
55	<p>基本設計や実施設計を行う際は、利用者の声をもっと聞いて、子どもの命や健康を守るための方策をより充実したものとしてほしい。</p>	<p>いただいたご意見を参考に設計作業等を進め、児童相談体制の強化につながるより良い施設となるよう努めてまいります。</p>
56	<p>現在の児童相談所と第二児童相談所には、リモートでのコミュニケーションが可能な設備を導入し、「顔が見える」関係づくりを行うことで、職員間の連携や信頼関係の構築等を図ってほしい。</p>	
57	<p>かつては非行が問題だったと認識しているが、現在は非行よりも養護相談(児童虐待相談)や障がい相談で児童相談所を利用している方が増えていて、現在の建物・設備的には対応が困難であることが、計画案を見てよく分かった。そのような中、第二児童相談所が開設されることは喜ばしいことである。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の取組を進める際の参考にさせていただきます。</p>
58	<p>10年後、さらにその先を見据えて設計してほしい。</p> <p>相談体制や機能、建物全体の構造等については、現場のニーズをくみ取ったうえで、十分に検討する必要がある。</p>	
59	<p>受入れ体制の拡充は良いことであると思う。</p> <p>今後拡充する際は、地域に身近な頼れる施設となるよう、利便性に配慮した場所に設置すると良い。</p>	

⑥ その他意見

No.	意見の概要	本市の考え方
60	アドボケイトとか、アウトリーチ、フォスタリング機関など、原語そのまま使用していて分かりにくいので、日本語で言い換えるか、()書きにして翻訳を入れてほしい。	「アドボケイト」、「フォスタリング機関」は、厚生労働省等でも使用されていることから、計画案においても使用していますが、一般的には分かりにくい言葉であることも考えられたため、脚注をつけているところです。 「アウトリーチ」についても、同様に脚注をつけました。
61	虐待されている子どもへの保護や支援だけでなく、虐待に至る保護者等への支援や、その対応にあたる職員のメンタルヘルスケアも必要である。 (類似意見3件)	いただいたご意見は、今後の取組を進める際の参考にさせていただきます。
62	ひとり親や思春期・若年期の女性以外にも、身近に相談できる人がおらず、行政に相談する勇気を出せずに一人で悩みを抱えこんでいる親や、家族の介護などにも不安を抱えながら子育てをしている高齢の親などもいるので、そういった親の支援についても検討してほしい。	